

第9回文教厚生常任委員会会議録

令和6年7月18日

○事 件

協議事項

(1) 泊川集学校との協議

所管課報告事項

(1) し尿及び浄化槽汚泥手数料の料金改定（環境水道課）

(2) 熊石地域における保育園留学の取組について（住民サービス課）

○出席委員（7名）

委員長 赤 井 睦 美 君
倉 地 清 子 君
関 口 正 博 君
黒 島 竹 満 君

副委員長 佐 藤 智 子 君
齋 藤 實 君
大久保 建 一 君

○欠席委員（1名）

能登谷 正 人 君

○出席委員外議員（5名）

議長 千 葉 隆 君
宮 本 雅 晴 君
安 藤 辰 行 君

横 田 喜世志 君
三 澤 公 雄 君

○出席説明員（6名）

住民サービス課長 北 川 正 敏 君
環境水道課長 横 田 盛 二 君
環境衛生係長 西 山 誠 君

地域振興課長 田 村 春 夫 君
環境水道課長補佐 作 田 知 宣 君
下水道係長 佐 藤 農 之 君

○出席事務局職員

事務局長 野 口 義 人 君

庶務係長 菊 地 恵梨花 君

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それでは時間になりましたので、文厚委員会を始めます。

◎ 所管課報告事項

【株式会社リングロー佐藤氏入室】

○委員長（赤井睦美君） 今日はですね、リングローさんの佐藤さんにいらしていただいて、何故かというところにも緊急通報システムっていうのがあって、お年寄りの必要な家に、その資料にもありますが、付いてるんですね、機械が。それで相談っていうのと、非常っていうのがあって、何か困ったときにそれを押すと、相談では福祉協議会が対応してくれて、非常ってところは消防が対応してくれるとなっています。でもこれ固定電話がないと設置できなくて、今固定電話がある家が非常に少なくなっているということで、設置数も減ってきてるんですね。それと他所の自治体では消防が緊急を押すと消防が対応するんですが、そのときに具合が悪いとか火事とかで、最低でも3人の消防士が駆け付けないといけないって決まりがあって、そうすると消防士の人数が少ないと対応しきれないってことで、やっけない自治体もあるそうです。八雲は消防が対応してくれているので今のところいいんですが、相談のところは福祉協議会が対応で、今の件数以上増えると職員的にも対応しきれないってことが出ていました。それで段々デジタルになってきたので、これから固定電話がないと繋がらないってシステムも段々できなくなるので、そろそろ切り替えかなって話も福祉協議会から出ていたんですが、そこで文厚としてなるべく人の負担、担当者の負担を減らし、そして安心して見守ってもらえるシステムがあればいいんじゃないかってことで、今日はリングローさんを通じて勉強会をして、もし皆さんが良ければ、それを八雲町にこういうのはどうだろうって提案していきたいなってことで、早速始めたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

○モニター（小室） 株式会社アルムの小室と申します。本日はこのような説明の場を作ってください、ありがとうございます。本日はバイタルセンサーを用いた見守り支援システム、ライブコネクットの販売元の小室と、開発いただいております、Z-Worksの星野さんに参加いただきまして、内容につきましては、星野さんに説明していただこうと思います。

○モニター（星野氏） みなさん、おはようございます。開発メーカーZ-Worksの星野と申します。私、Z-Worksの営業統括を担当させていただいております。本日、ここから約30分ほど、お時間をいただきまして、商品の概要説明をさせていただきます。そして、残り30分程度になると思いますけど、皆様の方からご質問、忌憚のないご意見をいただきまして、この会を盛り上げていければいいなと思いますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、画面の方、共有させていただきます。画面の方、映っていますでしょうか。

それでは、ご提案の概要にはいります。まず、簡単に当社の説明ですけど、株式会社Z-Worksと申します。創業が2015年でございまして、もうすぐ10年を迎えるところです。創業者の高橋達也や、高橋技研という会社をもともと持っておりまして、アメリカのシリコン

バレーでいわゆるセンサーの開発をずっとやっていた技術者なんですけど、共同創業者の小川誠とともにですね、SIMカード、LTEという技術になりますけど、皆様スマートフォン、携帯電話お持ちかと思えますけど、そちらの通信技術を研究している小川誠と一緒に今回のセンサーを開発、立案したという流れになっております。

アルムさんに関してはですね、Z-Worksの株主となってございまして、高橋達也、小川誠に次ぐ、筆頭株主というかたちで、開発、営業を協力していただいているような関係でございまして。

導入実績といたしましては、こちらに記載しているのは一部なんですけど、特徴といたしましては、大手法人に多くご採用いただいております、おかげさまをもちまして、現在7,277床分の導入実績を誇らせていただいております。これからご説明させていただくものは、在宅向けという説明になるんですけども、当社といたしましては、施設系にセンサーを導入するのはもちろんなんですけど、在宅に見守りセンサーを導入、設置できるメーカーというのが非常に少ないものでございまして、当社の特徴を踏まえてですね、これからは在宅に向けて積極的に販売していこうというのが会社の方針となっております。

早速なんですけど、ライブコネクットの概要を説明させていただきます。当社のライブコネクットが得意とします、事業領域に関しては、医療機関、医療機器としての役割。なぜ医療機関、医療機器としての役割なのかということについては、後ほどご説明させていただきます。在宅高齢者向けソリューション、こちらは他社との大きな違いとして、SIMカードを使えるというところになります。最後に高齢者・介護施設向けソリューションということで、SIMカードが特徴なんですけど、もちろんWi-Fiモデルというのもご用意させていただいておりますので、特別養護老人ホームであったり、高齢者専用住宅にもご導入が可能となっている商品であります。

他社と何が違うのかということのを、簡単にまとめさせていただきました。1、バイタルセンサーの高度センシング技術。当社のバイタルセンサーはですね、これがその見た目になりますけども、超高精度振動センサーと言いまして、一言で言うとですね、針金のような金属を使って、センシングするというのが特徴になります。一方、他社は空気移動検知センサーと言いまして、ある程度厚みを持たせたマットが必要となります。ある程度厚みを持たせたマットの中を空気が移動する、その移動する、移動の仕方だとか、アルゴリズムを解析して、どのような状況にあるのかということを検知するのが他社の状況になっております。

2つ目の特徴としましては、Wi-Fiの工事が不要で、コンセントに差し込むだけですぐに導入がスタートできるということが特徴になります。Z-WorksはSIMカードを使う、他社はWi-Fiを専用とする。

それから、多彩なオプションや外部サービスとの連携ということで、当社のセンサーは在宅に設置がOKとなっております。他社で在宅ができるかということですね、在宅にも設置できますよってというメーカーに関しましては、残念ながら今のところないのではないかと認識しております。高度な技術がどのような分野で活躍しているかを、少しご紹介させていただきたいんですけど、こちらのスライドはご自宅で就寝しているときの心拍の様子を表しております。それで、大きく特徴が現れるのはですね、お亡くなりになる、いわゆる末期のがん患者であったり、ターミナル期に入っている高齢者に関しては大きな特徴がでるんで

すけど、高度な先進技術をもっているということから、そのお亡くなりになる兆候というのを検知することが可能になっております。つまり、夏なんかはですね、熱中症対策等も必要にはなるんですけども、水分摂取はもちろんのこと、いわゆる生活にも配慮しなければなりません。そんな中で行政におかれましては、孤独死を防がなければならないと、そういう取組も必要になってくるかと思えますけど、その孤独死を防ぐためにも、こういった、生きてる、死んでるという判断も重要となってきております。

ここでですね、どのような技術が使われているのかっていうのを、少しご紹介させていただきたいんですけども、すみません、お手元の資料にはちょっと入れていないんですが、いわゆる金属のセンサーを使うと、人体に対して、まんべんなく圧がかかるような仕組みとなっております。一方、A社、B社って記載されているんですけども、このA社に関しては、空気を逃がす穴というのが2つ設けてあります。この空気を逃がす穴のところにセンサーを設置して、空気の動きを解析して、呼吸とか、心拍とか睡眠の状況を分析するというのが、空気移動検知式というものになります。この2つの穴の空気を逃がす技術で特許をとっておりますので、他社様がどのように対応しているかという、空気を逃がす穴をたくさんあけまして、それで空気逃がす穴をたくさん開けるということは、それぞれ1個ずつセンサーを入れないといけないんですけども、つまり高価格になってしまうという状況になっております。なので、繰り返しになりますけど、金属ですと、空気を逃がす穴も必要なく、まんべんなく圧がかかるので、正確にセンシングできる。他社は2つの空気穴、その他のメーカーは複数の空気穴でセンシングしているというのが大きな特徴です。

これで何が良いのかといいますと、全体的にまんべんなく圧がかかる仕組みを採用することによって、寝返りを打った状況であったとしても、心拍、呼吸、睡眠の状況を測定できます。一方、他社に関してはですね、空気の逃げる穴が1か所にしか体圧がかからない状況になると、こちらでセンシングしたデータと、もう一方でセンシングしたデータと、いわゆる異なったデータが同じ時間帯に複数出力されてしまうという状況になりまして、一体どちらが正しいんだろうという、職員が判断に迷ってしまうという状況になります。なかなかこれ、表に出てこないんですけど、実際はこのような状況に陥ってございます。

大きな特徴に関してご説明させていただいたんですけど、今後の展開といたしましては、心不全の兆候把握であったり、COPD、このCOPDになると、高齢化に伴い、誤嚥性肺炎ですとか、誤嚥による窒息死などが出てくる可能性がありますけど、要は重症化を防ぐためのアルゴリズムというのを現在開発しております。さらに、こちら先日リリースしたんですけど、音声マイクスピーカーをつけることによってですね、咳カウンターを実現しております。これ何が良いかといいますと、心不全とか、COPDの患者さんというのとはにかく咳をする特徴がございまして、その咳を音声マイクで拾うことにより、どのような状況か把握することができる。もう一つ隠されたシナリオといたしましては、高齢者宅に職員が訪問した際、もしくは来客があった際に、暴言だったり、暴力であったり、虐待であったりとか、そういったものを音声で拾うことができまして、映像は撮る、撮らない選択できるんですが、その音声データが事実確認のための証拠となり、裁判とか、そういったかたちでのリスク管理にも使えると、というような機能がついております。

2番目の大きな特徴になりますけども、Wi-Fi 工事不要、コンセントに差すだけですぐに使えますよ、とう状況です。SIMカードに関してはですね、ソフトバンク、AU、ドコモ、この3社に対応しております、そのご自宅の電波状況を測定させていただき、どのメーカーさん、どのキャリアさんの電話が一番入りやすいか、ということ进行调查いたします。その上で、どのメーカーのSIMカードをゲートウェイボックスの中に入れようかというのを決めて、実際に導入するという流れになります。Wi-Fiに関してはですね、大変残念ながら、非常に、調子の良いときは速度もでるし、複数の端末を一つに繋ぐということができるんですけど、安定感という意味においては、正直おすすめできない仕組みとなっております、残念ながらWi-Fiについては各メーカー、トラブルと戦っているような状況もございます。

当社もWi-Fi-モデル持っているんですけども、そのテストをどれだけしっかりするか、それから設備投資をどのくらいかけるか、というのが非常に重要なポイントとなっております、アクセスポイントをやはり増やしていただくというような要望は、施設様にさせていただきますし、電波強度が低い場合は回線を増やしていただくということもお願いいたしますし、端っこの方、鉄扉の向こうにあるお部屋がある場合に関しては増幅装置を設置していただきますとか、申し上げにくいですが、お金をかけていただいて、Wi-Fiを設置しているというのが現状となっております。

実際に居室に対してどのようなセンサーを設置することが可能かなんですけど、設置することが可能な種類は複数ありますが、その後自宅にお住まいになられている、高齢者の身体の状況や、心身の状況によって、取捨選択をしていただければと考えております。たとえば、このベッドセンサーにつきましては、お布団で寝られている方についてはいらないし、トイレに関しては、自立されている方なので、事故は少ないだろうから設置の必要はないだとか、あとドアセンサーに関しては認知症ではなく、徘徊のリスクがないので必要ありませんよとか、というあたりで省くことが可能となっております。省くと何が良いのかというと当然、費用が安くなりますというあたりになるんですけども、こちらに載っております、バイタルセンサー、人感センサー、ドアセンサー、それからトイレセンサーというのは基本4セットというふうに私共呼んでおりますけども、こちらをセットで施設の場合はご導入させていただいております。在宅に関しては繰り返しになりますけど、必要なものを選んでいただくということをご提案しております。

今、八雲町様の方では緊急通報電話機設置事業というのを展開されているかと思っておりますけども、その事業の内容といたしましては、発信機、それから熱センサー、ガスセンサーが必要だと思われる高齢者の自宅に設置されているかと認識しております。それで、何か異常があれば消防に通報されるということかと思っておりますけども、私の勘違いかもしれないんですけども、熱センサーというのは、炎に対するセンサーかなというふうに考えておりますけども、当社のセンサーに関しては、もちろん温度が高くなれば、これは火事なんではないかというのも認識するんですけども、室温と湿度というのも測定できますので、特に真夏の熱中症、それから冬の凍死防止に役立つセンサーとなっております。ガスセンサーに関しては今現在の仕組みからすると、不足するという形になりますけど、主にその人の状態を見守るという特徴をもったセンサーのラインナップとなっております。

電話回線が不要だということも、今現在、八雲町様で実施されている事業と違うところになりまして、このバイタルセンサーのボックスの中にスマートフォンとか携帯電話で使用されているSIMカードを差し込みますので、そこから直接、もし監視装置を消防に置くということであれば、消防に連絡が飛んでいくという仕組みが実現可能になっております。もちろん、自治体様、町役場様の方でも見たいということであれば、町役場様の方にも監視装置を設置させていただき、消防と同じ情報を把握することが可能となっております。

さらに、スマートフォンとの組み合わせも可能になっておりますので、例えば介護事業所を巻き込んだ、地域一体型の取組ということをイメージしていただくとわかりやすいと思うんですが、定期巡回の事業所、もしくは24時間のサービスを実施している介護事業所と連携する場合は、介護職員にスマートフォンを持たせると、緊急呼び出しのコールが職員のスマートフォンが飛んでいきますので、その人との会話であったりとか、状態を把握することが可能になります。自宅にカメラをつけても良いよという方、もしかしたらいるかもしれないんですけど、カメラを取り付けた場合は、カメラによる監視、もちろん録画機能も付いております。スマートフォンでそのお部屋の映像が確認できるという仕組みも搭載しております。

システムの概要としては、このような形になるんですけども、クラウド型のシステムになりますので、お客様のお手元にデータが残るといことはございませんし、もし端末を落とされた場合におきましても、データ保存がされておりますので、写真がどうのこうの、記録がどうのこうの、といったことがないようになっております。

もう一点ですね、高齢者の見守りという形になりますと、何らかのカタチで介護事業所であったり、社会福祉協議会様に関わられているケースが多いかなと思いますけども、介護ソフトをお使いいただいている事業所様がほとんどかと思っております。一例なんですけど、ND ソフトウェア様の、ほのぼのNEXTという介護ソフトがあるんですけども、こちらと連携している一例なんですけど、当社のライブコネクで取得、収集したデータを介護システムに連携させた場合、このような形で心拍とか呼吸とか睡眠の状況というのが、介護施設側の基幹システムで確認することができます。さらに見た目はこのようなカタチで出力可能だという一つの機能なんですけども、介護記録にも反映いたしますので、介護職員の介護記録の入力も省けるという、一石二鳥の効果も生まれてきております。ほのぼのNEXT様、岩手県盛岡市に本社があるワイズマン様、それからケアデータコネク、こちらのケアカルテという商品と主に連携しておりますので、もしご入用であればご提供できるかなと考えております。

ここからですね、このような使い方いかがでしょうかになるんですけども、在宅の見守りのみならずというところが付加価値になっているかと思っております。高齢者、非常に医療機関にかかるケースが多いと思うんですけど、病院に入院しているときには、例えば心電図をつけたり、看護師がずっと見守ってくれるという状況の中でお過ごしになるかと思うんですけども、在宅に戻った瞬間に、モニタリング、要は継続的な見守りがプツンと切れてしまうわけですね。そういったときに、心疾患をお持ちの患者様が退院したときに、心不全を起すリスクというのが当然あるわけですけども、病院は高額な心電図モニタを貸し出すわけにはいかないんで、定期健診に頼るということになるんですけども、なかなか高齢者が自力で病院に、二日に一回、三日に一回、一週間に一回通うっていうのは難儀なことになります。

そういったときに病院から退院後の在宅療養でのモニタリングに威力を発揮するのが、このセンサーであるということ。それから室温管理から生存確認を自動でモニタリングできる、これ何を言っているかというです、多くの自治体様が採用している緊急通報装置システムっていうのは、高齢者自身が自発的に生きていますっていうボタンを押すなり、しゃべりかけるなりなんなの、行動を起こさなければならぬんですけど、ご自宅に不在の時は当然その行為はできません。それで、就寝されているときもその行為はできません。もっと言えばお亡くなりになったら全く反応できないという形になるんですけども、当社のセンサーを複数おいておくと、ご自宅にいらっしゃる状況は必ず把握できるというかたちになりますので、生存確認についても威力を発揮するのではないかと考えております。さらに、複数の場所に監視モニターを設置可能という形になりますので、介護事業所、医療機関で同じ情報を共有できるというのも特徴かなというふうに思います。

こちらが実際の監視モニターの画面になるんですけども、施設に導入した場合に関しては、その施設に設置されているベッドとかが一画面に並ぶ状況になります。ご自宅一つ一つに設置した、在宅のケースに関してはですね、ベッド一個が一つのご自宅という形になりますので、十人にご導入したということであれば、十個のベッドが並んでいるんですけど、まったく、点在している離れた場所のベッドの状況、もしくは居室の状況が一画面で確認できるよというイメージでご覧いただければと思います。もしカメラを設置した場合においては、こちらの監視画面でもこのようなかたちで確認ができます。

ちょっとおまけの情報といたしまして、コロナが非常に蔓延しているときに、コロナ待機所ですね、いわゆる罹患者の状態把握にこちらのセンサーが実は使われておまして、病院職員様と、居室の入院患者のやり取り、それからモニタリングっていうのがこのライブコネクで実施されておりましたという事例になります。

これらのことをまとめるとですね、病院から退院して、施設に入ったときに、ライブコネクがあると、病院と施設間においても切れ目のない見守りができるんじゃないでしょうか。それからご自宅にいらっしゃるって、ライブコネクを設置していると、地域包括とか自治体、消防、相互支援センターとも連携もできるんじゃないでしょうか。それでご自宅にいらっしゃる時はもちろん、民生委員さんはじめ、いろんな方々に見守っていただく安心感というのを提供させていただけるんじゃないでしょうか。皆様の地域を一つのネットワークとしてイメージ化させてみました。ポイントとしては、高齢者宅にインターネットがかなり普及していますので、もしかしたらWi-Fiの環境もあるかもしれませんが、まだまだインターネットなし電話だけだというご自宅もたくさんいらっしゃると思います。そういうときに何も用意していなくてよいですよという形で、ボックスをコンセントにさせばすぐ使えるようになるということで、設置する側もされる側もとても安心、簡単という特徴がこの商品でございます。

ちょうど30分になりましたけども、以上でライブコネクの概要説明を終わらせていただきたく、是非ご質問等、ご意見いただけましたらお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

それではフリートークでどんどん質問していただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○委員（関口正博君） 素晴らしいシステムだろうなってことは今ので理解できましたが、病院だとか施設に導入実績があるということですが、当然スタッフだとか医師への理解も含めて準備期間は相当かかるのかなって気はしますが、その辺の準備っていうのはどうなんですかね、勉強会たくさん開いて理解いただく時間っていうのは、病院の中でそれぞれ確保するのは非常に困難なのかなって気はしますが、その辺はどのようにクリアしてるんでしょうか。

○モニター（小室） まず準備期間としてまして、私どもとしては1日で準備が出来てしまいます。納品させていただいて、設置に関しては多分10分くらいで終わってしまうと思います。まずセンサーの感度を標準的な感度で納品させていただき、遠隔でセンサー感度を調整するために、2日、3日データを確認させていただくかたちになりますので、実際にこれくらいの感度でちょうど良いんじゃないか、というチェックまでは3日くらい、なので合わせて4日程度で稼働できるんじゃないかと考えております。

○委員（関口正博君） ありがとうございます。

○委員（倉地清子君） 先ほど比較の中で空気の電動っていうかそれで感知するってことで、2か所とか複数あるっていうのではない、金属だと言われていましたので、その金属っていうのがこれで見たら、資料で見たらセンサーだったり、そのボックスのことですか。ちょっと分かんなかったの、いいですか。

○モニター（星野氏） ご質問に出てくると思って実は用意していたんですが、これがですね、金属の棒が入っているカバーになるんですけども、実際にはですね、ここに細い線があるのでですけども、これが針金状の金属センサーなんです。長さ的には、ちょうどベッドの幅いっぱいくらいの長さのあるセンサーなんですけども、これをだいたい背中の方に横に置くというかたちになります。これが、空気穴と金属の違いで説明させていただいた具体的なセンサーの正体ですね。それ以外に、いろんなオプションをつけることが可能になっておりますよと説明させていただきました。そのオプションというのが、これが人感センサー、温度センサー、移動センサー、いわゆるマルチセンサーというものです。認知症の高齢者がいる場合、徘徊が心配だということで、ドアセンサーを付けますかという話があったかと思いますが、これがドアセンサーです。これらの情報を一つのゲートウェイボックスという四角い白い箱に集約して、この集合体にセンサーを飛ばすという仕組みになっているので、これだけでいいよということであれば、生体情報のみが監視モニターに飛んでいきます。これ以外に室温や人が動いている向きの情報が欲しい場合は、こちらのマルチセンサーを追加するというかたちになります。

○委員（倉地清子君） ありがとうございます。

そうしますと、在宅のことを考えるならば、たとえば緊急通報装置の場合って先ほどおっしゃったように、自分が通報のボタンを押さないと連絡が行かないから、通報そもそもできなかったら連絡が行かないと、知らなかったってことで、何回か例があって、たとえば運動していて転んで骨折して動けなかったって方とかがいる場合は、別途にあるセンサーだけだから、それは関知しないってなるから、先ほど呼吸とか、でもそういう骨折とかで転んだときだったら具体的にどういうものがあるといいんでしょうか。すみません、細かくて。

○モニター（星野氏） ありがとうございます。それは永遠のテーマというか課題になると思いまして、やはりあの、空間認識というところでいくとプライバシーを配慮しながらどのような把握するかなんですけれど、やはりご指摘いただいたとおり、これだけでもだめだし、なのでカメラをつけていただくのが最終手段になるんですが、そちらはご本人の了解を得るというのが必要になりますが、仕組み、システムとしてはあるんですが、カメラに頼っているというのが回答になります。

○委員（倉地清子君） 分かりました。

○モニター（星野氏） なかなか生体情報を把握できる在宅で活用できるセンサーがなかなか無いので、非常に多くのお声がけをいただいておりますけれども、今お話しいただいた内容というのは必ず出てきまして、カメラを入れるしかないんですよねという状況に正直なっております。

○委員（関口正博君） 今在宅の話が出ましたが、これから地域では在宅医療、見守りを含めてそのような需要は当然大きくなると思うんです。それでこの一軒の在宅高齢者っていうんですかね、設備をするにあたってどれくらいのコストがかかるんでしょうか。設備費用です。

○モニター（星野氏） 初期費用としましては、10万円くらいから積算価格としております。

○委員（関口正博君） ありがとうございます。

○モニター（星野氏） 10万円くらいからというのが1台の購入価格というかたちになります。通信費用が別途どうしてもかかることになりますので、高齢者負担にするのか、町持ち出しにするのか別途議論が必要かと認識しております。

○委員（関口正博君） 分かりました、ありがとうございます。

○委員長（赤井睦美君） 生体情報が分かるって、心電図とか病院をいくと正常なのに家に帰ると不安定になるって方がいらっしゃると思いますが、先ほどクラウドなのでデータが残らないっていうのは、当然、誰にでも簡単に見られないけれども、医療機関とかそういうのでは寝ているときのデータは見ることはできるんでしょうか。

○モニター（星野氏） おっしゃるとおりそちらは実現できます。

○委員（倉地清子君） カルテ的にも使えるって感覚なんですか。カルテみたいな感じでデータ処理もさっき可能って言ったのはそういうことですか。

○モニター（星野氏） そうですね、医療機器ではないのでカルテとしては使えませんというのが一つの回答になります。ただ、かなりの精度をもって心拍を計測できるので、専門家が見るとどういう状況かというのはわかると思いますので、一つの日安を提示することができるというところで利便性を感じていただいているというのが今の実情になります。

○委員（倉地清子君） 続けて質問しますが、記録はデータとしてそのままできるって話から、もしあれだったら職員の仕事の負担も軽減できるのかなってイメージ的に思ったんですが、カルテって位置付けじゃないにしても、そのデータはそのままソフトで処理できるってことですか。

○モニター（星野氏） そのとおりです。説明が足りなくて申し訳ありません。なぜ仕事というか手間が減るかという、一人ひとりに心拍のアラート、心拍がこうなったら信号を出

してくれ、心拍がこのように下がったら信号を出してくれで始まり、室温が何度以上になったらアラートを出してくれとか、夜中の何時にドアをあける行為があったら教えてくれとか、設定ができるんですね。なのでそれが無いと常におのずと具合が悪くて入院してて退院したのに大丈夫かなと不安に駆られながら日々を過ごしていたのだとするならば、もうセンサーが監視しているので、何かあった時に教えてくれるから、何かあった時までは大丈夫だよと安心感になるかと。これはかなり心理的な負担を除くと、効率も上がるかな思っでご回答とさせていただきます。

○委員（倉地清子君） ありがとうございます。

○モニター（星野氏） ありがとうございます。本当に今日ざっくりとした説明とさせていただきますので、今度そちらにお伺いできてこんなことあんなことってご説明できればよかったんですが、是非実際の実物を目の前にして試験とかさせていただけたら大変ありがたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） 今の通報システムの機材が7万円で設置料が9万円で、それで今値上げしてるから7万円で買えるかどうかわからないけれども、それでいったら機材で20万円であとは通信費だからあまり変わらないのかな。

○委員（倉地清子君） それで画期的だと思ったのが、今の本当に緊急のものだから全員についてるわけではなくて、厳選されて検査の結果ついて、限られた人数だけなんですけど、やっぱり皆さんに均等にいくことも必要だし、なんか押さないとならないってストレスもなく感知できるって見守ってもらってるって安心っていうのはあるなって思うし、通報される側も行きやすいですよ、どんな病棟なのかもそっちにも行くわけですもんね、データが。だからすごく素晴らしいシステムだなって思っています。

○モニター（星野氏） ありがとうございます。

○委員長（赤井睦美君） 今日の資料にも付けていますが、緊急通報システム53件の通報のうち29件が誤報で、センサー24件のうち21件が誤報ってこれって人間がやることだから仕方がないんですが、このシステムになったら誤報っていうのはないから、それに対応する職員の負担が減るだろうなってというのが感じたんですが、当然誤報なんてないですよ。

○モニター（星野氏） 前回の打ち合わせのときに誤報が6割と言いましたが、ぴったりな感じでした。

○リングロー（佐藤氏） このシステムを使ったら誤報等はないのかってご質問ですが、いかがでしょうか。

○モニター（星野氏） ありがとうございます。センサーの基準値の設定の仕方によって、誤報は限りなく少なくなると思います。ただ、誤報がゼロになるというと、それは残念ながらゼロにはならないので、かなりの確率で正確な発報にはなりますけども、誤報ゼロにはなりません。ただ間違いなく減ります。

○委員（倉地清子君） ほかの人が入ったら感知してしまうんですね。ドア開けたらね。

このシステムを導入するってしたら、個別、個別で状況が違うから、設定も変えることができるってことだから、それはすごいと思うのだけれども、それを設定する人っていうのは、難しいものではないんですか。個別で設定するって種類があるから、それって難しいものですか。

○モニター（星野氏） 全く難しいものではなくてですね、ベッドに設置することを前提としたときにだいたい 10 分か 15 分かなと考えています。それでこれらのオプションがあったとしても、強力な両面テープで貼り付けるかたちになります。ただし、剥いだ後も跡にならない素材のテープを使うのでそちらはご安心ください。ペタッと貼り付けるだけで作業は終わります。貼り付ける後はこちらでセンサーの反応具合を見ながら遠隔で調整するので、現地で設置される方の負担はほぼ無いとご認識いただければと思います。

○委員長（赤井睦美君） 自分は緊急通報システムを使ったことがないんですが、今の話を聞いて、設置する側もちろん安心ですが、相談を受ける福祉協議会とか消防とか、その人件費っていうか、その人の負担がものすごい軽減されるんだなって、そこ人件費で計算したらきっと安くあがるんじゃないかと思うんですが、そんな計算している自治体はないですよ。すみません。

○モニター（星野氏） 自治体様に関してはこれからになります。ただ施設に関してはどちらのメーカーでも同じ効果はあがるのですが、巡回の回数と呼び出しの頻度がだいたい 3 分の 1 ぐらいに減るという統計が具体的に出ています。あと事前に感知できるので例えば高齢者の転倒事故がゼロになりましたとかという感謝状をいただいたりとかというのはあるんですけども、在宅および自治体に関しては正直これからデータを集めるという状況になります。

○委員長（赤井睦美君） ほかになければこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○モニター（星野氏） 本日はありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

委員会としての一番は費用だと思うんですね、今日費用の数字がないので、改めて今改めて費用については出していただいて、それで皆さん。

○委員外議員（横田喜世志君） 出てるんじゃないの。

○委員（佐藤智子君） この前細かい資料がありましたが、今日は用意してない。120 セットやった場合に 5 千万円でしたっけ。

○リングロー（佐藤氏） 初期費用ですね、初期費用のほうがこちらに。

○委員外議員（横田喜世志君） 基本セット 120 台で 3,076 万 6,890 円、税込みで。

○委員（倉地清子君） 基本セットって 4 セットですね。

○リングロー（佐藤氏） ナースコールとも含めて。ただこちらの場合、ベッド用と Wi-Fi 用の二種類交互で 120 に入っているんで、この分は一つ減るのではないかと思います。緊急というか。

○委員外議員（横田喜世志君） 呼び出しボタンだけで 400 万円くらい。

○リングロー（佐藤氏） ただこちらはベッド用と Wi-Fi 版なので Wi-Fi 版ではなくて、ベッド用だけで済むはずですよ。基本用セットでもカメラつけたくないとかで選択は自由になっているので、それによっては初期投資でだいぶ変わってくると思っています。あとこちらが月額かかってくるもの。通信費になるものです。

○委員外議員（横田喜世志君） 通信費 120 台分で 48 万 2,400 円です。月。

(何か言う声あり)

○委員(倉地清子君) 1台、1人だけだったらいくらなの。1人4千円くらい。毎月5千円くらい。

○リングロー(佐藤氏) ドアセンサーだったりマルチセンサー、先ほどの小さい機械、そういうのを一つずつ付けて行ったら360円ずつ上がっていくような感じになるのかなって。あとベッドに使われているセンサーの部分が月1,500円で高めにはなっていますが、それで最低3千円ちょっと。

○委員(倉地清子君) いないよってものがあつた場合ね。負担がどうなるか。

○委員外議員(横田喜世志君) カメラ用が700円入っている。

(何か言う声あり)

○リングロー(佐藤氏) 結構な金額にはなっていますが、一応補助金は使えるような事業にはなっているので、使える補助金の中でも最低でも2分の1は賄えるかなって思います。

○委員長(赤井睦美君) 国の補助金が2分の1。

(何か言う声あり)

○リングロー(佐藤氏) そちらの補助金を使っている地区だったりが多いと思います。

○委員(倉地清子君) それは設備だけ。

○リングロー(佐藤氏) その初期投資にかかってくる。残念ながらこちら月額のほうにはそういう補助金は対象にはなっていないので、その分を町負担にするものなのか、半分町で半分利用者か。もしくは利用者で見てもらう。そういうのは議論が必要になってくるかと思ひます。

○委員(倉地清子君) 120台って個数は病院だから。そんなになくてもいいってありますもんね。

○委員長(赤井睦美君) 今緊急通報システムを付けているのは令和5年で89件なんです。

○委員(倉地清子君) そんなにいるんだ。必要だね。

○委員(佐藤智子君) 熊石が極端に少ない。

○リングロー(佐藤氏) 熊石はそういうシステムがあるってわかっている人が少ないっていうのが実情でした。あるなら導入したいってところが結構多かったです。

○委員長(赤井睦美君) 今対応している福祉協議会とお話を聞いた感じでは、そろそろ切り替え時期で、切り替えるならどんなものか自分たちはまだまだ研究していないってことでした。消防には何にも聞いてないんですけども、一番大変なのは消防だと思うんですね、24時間対応しているの。なるべく対応する職員の負担が少なかったらいいなと思うんですけども。これを是非設置しませんかって提案をしていきたいと思いますが、皆さんいかがですか。

このお金を皆さんに聞いてもらって、それをもとにもう一回検討したいと思ひます。

○委員(関口正博君) ものすごくいいものだっていうのはよく分かったんだけど、町として導入するにあたって医療連携って話になってくるけれども、地域全体の地域包括ケアシステムがまずしっかり確立されている中で導入していくならものすごく効果的なものだろうけれども、いろんな部分で連携状態とれてない中でここだけでやっても、なかなか効果を発揮するのに時間がかかるので、まずは病院を中心とした、俗にいう地域包括ケアシ

テムっていうものの確立が先に来ないと、この金額の効果はすごくいいものだから熊石地域の独居老人、これから多くなってくるところには先行的に入れるのは効果的なことかもしれない。全体として見たときはそういう課題はまだ八雲には残ってるのかなって。八雲だけではなくて地方の自治体もそうだろうけど。

○委員長（赤井睦美君） 丁度、国保病院を建て替える最中なので、できたときにこれが一緒にできたら負担も少なくなるのかなと思っていて、まずは熊石と私も思ったんですけども。だから調べてないからあれですが、緊急通報システムを2件しか使ってないってことはみんな元気いっぱい全く必要ないと感じているのか、これを付けたいからといってすぐに付けれるんじゃないかと、いろんな会議をとおして、じゃあここは必要だねってことで付けるそうなので、その会議で落とされているのかちょっとその辺はよく分かりませんが、やっぱりやるとしたらまずは熊石から、国保病院からできたらいいなと思うんですけどね。

○委員（倉地清子君） 独居の人。ちょっと不安になるのがあって、病院の中にいる患者さんに対してのナースコールシステムでやってるんだけど、とにかく押すんですね。鳴ったら行かないとならないって。またってなるんですが、もしかしたら増えるんだなって。在宅の方からの通報も増えるんだったらカメラも見ないとならないし、それが病院か消防なのか、今度それがあるからって言って安心してしまって、そっちの不安もあるなって正直思ったんですが、そういうのも含めて検討していけたらなって思います。

○委員外議員（横田喜世志君） 見積もりに入ってるナースコール付けなきゃいい。

○議長（千葉 隆君） だから、今の町の緊急通報システムは、消防にダイレクトで行って救急車が来て救助しますと。だから本当に倒れたときの対応だから。だけど、このシステムをどういうふうにするのか。そしたら、それが今までと同じようなかたちだけで使うのか。

でもこれだけの機能があるから関口議員さんが言ったようにいろんな部分と協議して、実際にいかすように使うなら赤井委員長も言うように病院だと。だけど病院とも協議が必要だし、保健福祉課とも必要だし、消防のほうとも必要だしって、その辺のことが縦割りの中で、今どういうふうにするのかの提案の中で協議できるのかなっていう部分、ある程度方向性を作ってからでないと難しいと思うので、その辺の導き方から議論したほうが、おそらく今の課題もあるし、地域性もあるだろうし、なかなかね、センサー一つでもいろんな使い方があるから、うちも実際に、無償は平成の早い時期からうちも使っていて、そのときに使ったのは泥棒に入られたから外周に使ったんだよね、特養で。センサー。それから当時地方だから認知症の人が出てそれでその外枠、外に出ないっていうので赤外線のをやつで使ったのが初めてだから。平成の初めころかな、最初に使ったの。それからベットから下りる段階でマットセンサー使ったり枠のセンサー使ったりして感知システムを導入したりしてるけれども、今の部分で言ったら感知で行ったら脈拍だとか体温だとか全部感知できるシステムをいろんなところでやってる、ここだけじゃなくていろんな部分があるので、だから何を目的にして、どのような部分で使うのかっていう、今の緊急システムの欠点をまずみんなでも共有して、こういうふうに変更するっていうか、目的をはっきりさせないとなかなか連携をとれない、連携がとれなかったらちょっとせっかく良いシステムもなんというか片方の部分のシステムしかいかせないような状況になるので、赤井委員長が言うように結局心肺機能の部分だとか、心臓疾患の人達には違う意味でいろんな使い方があるから、だから

その辺ね、通報だけはそこに行くけれども、データの部分だけはここにいく、だけれども安心安全の部分は保健福祉課だよって。おそらく、これ使っても訪問の部分は減らしたら駄目なんだわ。やっぱり訪問してコミュニケーションをとるって、人と人との繋がりをなくしたら、逆に心理的に不安定な状況だとか、それから、なかなか孤立化だとかしてくから、なかなかこれを機械化しても、訪問回数や見守りの部分をなくするって方向もどうかなって意見も出てくると思うんだよね。

○委員長（赤井睦美君） それでは、関口委員がおっしゃってくれたように、地域包括ケアシステムの確立ってことで、やっぱり黙っていてもたぶん確立しないと思うので、しやすいところからってことで、できたら熊石から病院とか、保健関係、保健師さんやそういった福祉協議会と一緒にいろいろ話し合って、さっきのナースコールではないですが、本当に病院が鳴ったら行かないとないんだけど、それがちゃんとデータで見れるとなったら対応する人としては少し安心かなって。もちろんそれに応えないってことではないですが、そういうのもあるので、そういうのを見ながら話を進めたいと思いますので、よろしいですか。一度そういう話し合いを設けるといってこと。

これについては以上で終わります。次に環境水道課ですが、ちょっと片づけに時間がかかります。

【株式会社リングロー佐藤氏退室】

【環境水道課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お待たせしました、では環境水道課よりし尿および浄化槽汚泥手数料の料金改定についてよろしく願いいたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 八雲地域のし尿および浄化槽汚泥の収集、運搬、処分手数料については、八雲町収入証紙条例により、証紙による収入の方法により徴収するとなっております。

八雲町では、平成21年度より消費税率の改定に伴う調整を除きまして、据え置きとなっていました。人件費、物価高騰が続くなか、安定した業務運営を維持していくために、今回見直しを行うものであります。

それでは、環境衛生係長より内容について、ご説明いたします。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 1ページをお願いいたします。

1の改定理由であります。非水洗化人口の減少により、し尿及び浄化槽汚泥手数料の減収に対して、収集業務に係る費用は増加しています。

このため、将来にわたり安定的にし尿処理事業を継続していくためには、手数料を改定する必要がありますので、下水道使用料の改定に合わせて、し尿及び浄化槽汚泥手数料を改定いたします。

2の改定期間でありまして、令和7年5月1日以降の収集分からといたします。

3の改定率は、20%にいたします。

4の改定内容、(1)し尿及び浄化槽汚泥手数料は、現行が1リットル当たり税込4.9円を、5.9円に改定するものでありまして、1リットル当たり1円の値上げとなるものであります。

(2)のし尿及び浄化槽汚泥手数料の徴収方法は、収入証紙により徴収いたします。

50リットル券が245円から295円、100リットル券が490円から590円、200リットル券が980円から1,180円、500リットル券が2,450円から2,950円、1千リットル券が4,900円から5,900円に改定いたします。以上で説明を終わります。

○委員長(赤井睦美君) ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員(倉地清子君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 倉地委員。

○委員(倉地清子君) とても恥ずかしい質問なんですけど、そもそも収入証紙ってシステムが知らなかったんですけど、どういう方法なんですか。皆さん知っているんでしょうけれども。

○環境衛生係長(西山 誠君) 委員長、環境衛生係長。

○委員長(赤井睦美君) 環境衛生係長。

○環境衛生係長(西山 誠君) 汲み取りに関してなんですけど、収入証紙という券を使って例えばですね、500リットルを汲み取りするとなったら2,950円分の証紙を領収書代わりとしてお渡ししますってかたちです。そして収集業者が第一清掃なんですけど、その2,950円を受け取りましたら、それを町の歳入としてし尿収集手数料として町の歳入に入れます。ただしその証紙の取り扱いが第一清掃が行っているんで、その手数料について8パーセント分手数料として第一清掃に渡ります。そのような仕組みになっております。

○委員(倉地清子君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 倉地委員。

○委員(倉地清子君) じゃあこれだけかかりましたって券を渡して、それで渡された人は役場に行って。

○環境衛生係長(西山 誠君) 委員長、環境衛生係長。

○委員長(赤井睦美君) 環境衛生係長。

○環境衛生係長(西山 誠君) 第一清掃がその場でお金を徴収します。それでまとめて第一清掃が町の会計のほうに入れます。その代行を証紙のやりとりと代行を担っているってことであります。その分を8パーセントとして売りさばき手数料として第一清掃に渡る仕組みとなります。

○委員長(赤井睦美君) ほかにありませんか。

なければこれでこの件については。

○委員外議員(三澤公雄君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 三澤さん。

○委員外議員(三澤公雄君) 非水洗化人口ってどれくらいあるの。世帯数なのか。

○環境衛生係長(西山 誠君) 委員長、環境衛生係長。

○委員長(赤井睦美君) 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 非水洗化人口、汲み取り人口ですが、八雲地域で5年度末で3,135人の人数でございます。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） その人口の汲み取り、第一清掃さんはそれ以外の仕事もあると思うんだけど、第一清掃さんはこの汲み取りの事業は続けてもらえるってことを前提にした価格改定だと思うんだけど、その辺の見通し。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 委託している業者なんですけれども、私冒頭で言いましたが、かなりの、二十年以降、消費税の改定の調整以外は価格を改定してきませんでした。元々の流れとして八雲町は長万部町さんと一緒に組合を作ってやっていたこともあって、ミックス事業が始まってそれぞれ八雲町についてはミックス処理という流れに令和2年度からなっています。

その中で係長からも説明がありましたが、し尿の8パーセント分については委託業者さんが手数料として支払うとなっていて、収集の委託料の単価については、今は税抜きで現段階で4.8円となっています。これが去年あたりから物価高騰は人件費が上がっているということを受けて業者からも少し考えてくれないかって申し出がございました。内容の実際そしたらどれくらいかかっているかって中のやり取りもしながら、実際に損益表とかも調べたらかなり厳しい経営になってきているということから、今回改定しようと考えています。現在4.8円から支出についても税抜きで5.9円ってことで価格を来年度から改定することです。これに伴って令和5年度の決算ベースですが、実際にお客さんから貰ったし尿の手数料に対してそれに伴った委託料が町から支出になりますが、だいたい20パーセント程度が令和5年度で行ったら一般財源の割合になっています。これを区画を来年5.9円に上げるってことで、令和5年度の決算数値で比較したら22パーセントくらいまで一般財源は増えるとなるのかなって思います。

価格の改定のタイミングですが、たまたま今回水道料金と下水道料金、来年の5月から上げさせていただくという考えを示していたので、それについても同じし尿についても5月の収集分からってことで時期については設定したいと考えています。

また町民に対する周知については、来月のお盆明けから水道と下水道料金の町民説明会、2週に渡って行きます、それに伴って付随してこちらのし尿の手数料の改定についても町民に説明したいと考えています。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 同じ説明を2回させてしまって悪かったんだけど、理解の仕方がちょっと僕のほうで足りなかったから、要するにこの価格改定は第一清掃さんへの支払い分を増やすためっていうことですね。分かりました。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この3,135人って中には合併浄化槽の分も入ってるんですか。はいってない。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 合併浄化槽の分については入っておりません。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

この報告とは全然違うんですが、先ほどの8月中旬以降に説明会をされるってことで、たとえば町内何か所も行うんですか。そこだけお願いします。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 今計画といたしましては、八雲市街地で2回やります。やらせてもらってあとほかの地区については、熊石で1回と落部で1回、あと黒岩地区で1回と野田生地区で計6回の予定で今考えています。それが終わったのちにパブリックコメント等で来れなかった人にも広く周知して意見を求めるということで考えておりますので、是非出席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 議会広報にも載せたいと思いますのでよろしく願いいたします。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ次の案件についてよろしく願いいたします。

（関口正博議員 退室）

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） この度ですね、指定給水装置工事事業者以外の者が行った給水装置の違反工事がありましたので、ご報告いたします。

業者につきましては、有限会社エーダン、代表取締役関口正博氏であります。

発覚した経緯でありますけれども、7月1日、2日に町職員3名に対し、町民から通報がございました。

大工さんに建物改修をお願いしたんですが、水道工事に有限会社エーダンが来ました。有限会社エーダンは、八雲町の指定を取り消されているのではないかと。この件は、マスコミなどを通じて公にする。との内容でございました。

これを受けまして、町では物件を特定し、現地確認により、改修工事に伴う給水装置工事が、町への申請がない工事であることを確認いたしました。

また、入居者からの聞き取りで、大工さんを特定、大工さんからの聞き取りで、水道工事事業者を特定し、両者の事実確認を行った結果、水道指定給水装置工事事業者ではない、有限会社エーダンが行なった給水装置の違反工事であることを確認したものであります。

本案件の給水装置工事について、指定給水装置工事について水道法第16条の2第2項給水装置工事同法第25条の2指定の申請、八雲町給水条例第5条給水装置の新設等の申し込み、同条例第8条工事の施行に違反する行為であるものであります。

この違反を受け町では、当事業者が過去にも無申請工事の違反工事を行い、行政処分として、指定工事店の取り消しを行ってまいりましたが、今回新たにこのような違反行為を行ったことから、町としては、一つ、今後指定店の申請があった場合の、みなし取消しとして、2年間の申請は受付をしないこと。二つ、国土交通省への違反行為の報告。三つ目、町民及び事業者へ周知し、啓発を図っていく所存であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

皆さんから聞く前に私があまりにも無知で大変申し訳ないんですが、教えていただきたいんですが、この水道法によって指定業者以外の方がやったってことは分かるんですけども、水道法の内容でね、今までのエーダンさん以外の業者は全く法を破ってないのか、水道法がどの程度のものなのかよく分かってないんですが、皆さんこれは厳格に守られてきたからエーダンさんだけが守ってなかったってことでこのようになったんですか。水道法の中身っていうか、どこまで申請してどの程度から申請しないといけないのか私もよく分かっていなくて、そこをちょっと教えていただいていたいいですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず水道法とあと町の給水条例の中で、国家資格主任技術者の資格が国の法律であります。その資格をお持ちの方の業者が町のほうに申請をしていただいて、指定給水装置の工事の指定する業者ってことになります。この業者さんじゃなかったら基本的には水道の新設ですとか改造ですとかの工事についてはできないってことになっております。

ただですね、水道法の施行規則の中で、給水装置の軽微な変更って項目がございます。具体的に読み上げますが、今国交省ですが当時は厚生労働省ですが、が定める給水装置の軽微な変更は単独水洗の取り換え及び補修並びにパッキンと給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取り換え（配管を伴わないものに限るとする）という規定がございます。この規定が、届け出がいいのかいらないのかってことの国が定めている内容ということになります。

今回エーダンさんの案件については、内部改修でかなり配管ですとかカウンターを流し台に換えたとか、簡易水洗の水洗便器の場所を変更したとかって工事の内容になっていまして、工事は必ず申請していただくような内容だったってことであります。

また、工事の申請は、あくまでも申請ってことになってございますので、ほかにこういった本来であれば申請しないとしない工事はありませんでしたかって問に対しては、そういった情報があったら今後町としては事実確認に務めていきたいと考えているところです。

○委員長（赤井睦美君） 申請と完了の届出がなければだめなんですよ。

○環境水道課長（横田盛二君） 申請の届出。

○委員長（赤井睦美君） そしたら完了しましたってことで。

○環境水道課長（横田盛二君） それで職員が完了の検査に行く。

○委員長（赤井睦美君） それで完了届出したら必ず水道課は検査に行く。

○環境水道課長（横田盛二君） 検査に行きます、職員が。

○委員長（赤井睦美君）　なんか私、自分事ですみません。うちの前の職場で、どの程度の水道の新設と改造のところがよく分かりませんが、温水が出ない水道だったので、温水が出るようにしてもらったんですね、その完了届は私が持って行ったのですが、検査に来なかったと思う。役場から。補助金貰ってやったから、児童係の方が補助金でやった工事はどれですかって、床も水道も同時にやったので、それは見に来たんですが、水道だけって見に来てって記憶はないんですが、その完了届を出したら必ず見に行ってるんでしょうか。その小さい工事も全部。

○環境水道課長（横田盛二君）　委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君）　環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君）　実際にですね、取り扱いの中で、今の軽微な変更という部分に関して該当するものについては申請があろうがなかろうが基本的には一般の指定店以外の方でも修繕はできるっということになっているので、そういった扱いで実際にその案件が行ったのかは事実分かりませんが、そういう扱いだったのかなっていうふうに想定はされます。

今の部分でいうと、実際に先ほどの私が申しました軽微な変更の部分で、かなり曖昧な部分が過去として取り扱いがされていたものであろうというふうに認識しておりまして、今後はそういった部分についてはきちんと整理しながら町でどういうものに対してはきちんと町のほうに申請の届出をしてくださって。こういうものに関しては指定業者さんなり一般の方でも工事が、修繕ができる内容ですって指針の方針を決めて業者にもそういったものを周知しながら徹底を図りたいと考えています。

それで今どういうふうにするんだって部分については、まだ係の者に検討せよって指示を出したので、その辺はある程度整理ができて、町長と詰めた中でまた別な機会にこちらの委員会に報告したいと考えています。

○委員長（赤井睦美君）　町内全体を見渡すと業者さんも減ってしまって、さらに一業者さん、従業員も集まらない状態で、あんまり、こうどうでもいいものをざる法にしろとは言いませんが、あまりカチカチしてしまったら苦しむんじゃないかって。エーダンさんがどうのこうのではなくて、八雲町としてもうちちょっと先ほどおっしゃった軽微な内容をもうちょっと本当に明確にしてもらわないと、と私は思うんですが、皆さんはいかがですか。

○委員（黒島竹満君）　はい。

○委員長（赤井睦美君）　黒島委員。

○委員（黒島竹満君）　今話を聞いたんですが、噂によるとですね、結局業者が工事やったけれども書類を出してないって業者もいるって話を聞いてるんです。万が一そういうのが今後出てきたらどういう処分をするのか、今エーダンさんの部分はそうやって処分って恰好でこうやって話をしてくれていたけれども、実際に工事はやってるけれども、書類は出してないって話し聞いている部分があるわけだよな。それを万が一こういう部分が出てきたときに、どういうふうにあんたたち、それだって違反でしょ、書類出さないってことについては。

○環境水道課長（横田盛二君）　委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君）　環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） もしそういった通報される方がいらっしゃれば、同じような対応になるかなって考えています。町として事実確認を行いたいと思いますし、さらにそこでそういった実際に内部改修のような工事がされていて、届出がないという案件になった場合はその都度町はそれに対する処分の方法を考えていると思います。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） それと結局今町のほうでは全くその民間の人が苦情があったとかあれがあったとかってことで今そういう話が出てるけれども、町のほうにそういう話って書類が出てないよって話は全くないの。今の状態で。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 今の状態ではございません。

○委員（黒島竹満君） 全くないってこと。

○環境水道課長（横田盛二君） 私は認識していません。

○委員（黒島竹満君） それともう一点、今、今八雲町にハウスメーカーが相当入ってきて、そういう人達が外部工事は指定店でやってるけれども、中の工事は函館だとか外から来てやってるって話を聞いてるんだけど、その辺どういうふうになってるの。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） その辺、ちょっと事実確認ができていません。そういった事例があるってことですか。

○議長（千葉 隆君） それがないってほうがおかしい。法律があるのに。監督責任ないのか。

○委員（黒島竹満君） ただ確認をあなたたちがちゃんと完成検査のときに行ったときに、分かるわけだよな。内部の仕事をどこでやったか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 申請に対して、申請する内容もそうですし、実は主任技術者の方が指定店の中に来られて工事をしているってことが絶対条件にあります。その中でたとえばほかの指定店以外の方の従業員さんが手伝いに来たと。それを把握しているのかってことであればそれは町としては把握できないと思います。あくまでも申請にのっとって主任技師さんの方が適切に工事が行われているのかって判断というふうに思います。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 検査のことで、結局外部の検査と内部の検査って分かれてるでしょ。検査に行ったときにさ。外部の引き込み線とメーターまでの部分までの検査と建物の中の検査も分かれてるでしょ、これってちゃんと検査してるの、両方。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 外部と内部もですね、それぞれ流しですとかお風呂、具体的にトイレだとかそれぞれ職員が中に入って確認をして検査をします。

○委員（黒島竹満君） 結局、こういうことで多分、万が一ここもあそこもって話が出る可能性があると思う。噂だけでも聞いている範囲であれば、業者名まで聞いている部分があるから、はっきり言って。だから本当にこれがさ、今エーダンの部分がさ、こういうかたちでやったのであれば、それこそ町がさ、それこそ町の罰則っていうか、そんな感じでやっていくなら水道業者いなくなるんじゃないの。八雲に。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 同じ繰り返しの回答になりますが、そういった同じような別な案件ですよ、もし通報者があったら事実確認をして、同じ対応をしていくと思います。

それで業者については、これも繰り返しになりますが、先ほど制度設計しっかりと考えながら、どういった部分で線が引けるのかっていうのは言えませんが、協議しながら設定してやりやすいような方法、今の軽微な変更をどうとらえるかって部分だと思いますので、その辺はしっかりと整理したかたちの中で、今後に繋がっていくような方針で考えていきたいというふうに思っています。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） それとさ、ちょっと調べてほしいんだけど、ほかの町村で内部は指定業者じゃなくていいって町村もあるって聞いてるんだけど、内部の配管は指定業者じゃなくてもいいよっていう町村もあるって聞いてるんだけど、そういう町村があるかないかも調べてもらえる。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） これを機会に制度設計しますので、その辺ちょっと近隣町村を調べてみます。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） とにかく今見直すっていうんだから軽微な部分を早くやらないとそういう部分をきちんとそれこそここまではいいけれども、ここまでは駄目だって部分をきちんと分けて早く出さないと、結局やる気だったら自分でもできるわけだよ、中くらいは。トイレの、結局便器取り替えただけでも申請出し直さないと駄目でしょ、ボイラー取り替えただけでも出さないとないでしょ、湯沸かし器取り替えただけでも出さないとない。出してないところいっぱいあるんじゃないの。

だからそんなのがさ、そういう部分はちゃんとやっばりここだけこれは免除しますって部分を早く改正しないと、噂だから、いろいろ聞いてるから、ちょっとうちも調べさせてもらうけれどもさ。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 別な案件があれば是非教えていただけたら、しっかりと対応していきたいと思います。これも繰り返しになりますが、制度設計をしっかりとこの委員会の中に、また時間かかるかもしれませんが、整理した中で報告を必ずするという事で答えさせていただきます。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） いろいろ意見はあるんだろうけれども、ただ一つ言えることは、法律で決まったことを緩めるとかそういうことではなくて、きちんと業者に守ってもらうことを町として最低限こうだつてことを守ってもらうことを業者としっかりとやはりコミュニケーションとって、業者指導もしていくことっていうのは必要ではないかと思うんです。それを緩めたら業者がいなくなる、それは違う観点だと思う。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） おっしゃるとおりだと理解しています。実際にこの今担当と話をしている中では、制度設計するにも現場の意見は必ず大切だろうと思っていますから、当然その大きく法を曲げるというのではなくて、極端に言ったら新築や内部の配管を大きく替えるだとか、それを申請なしでとは当然できないので、その辺の設備の修繕であったりする便器を取り替えるだとか、ボイラーだけを取り替えるだとか、そういう扱いをたとえば今申請制ですが、ほかの大きい市では届け出制にしている自治体もございましたので、その辺をどういうふうに整理していくのかも業者さんの意見を聞きながら、どういう形が一番いいのかをちょっと考えていきたいというふうに思っています。

○委員（斎藤 實君） もう一つだけ確認。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 今のコンロだとか瞬間湯沸かし器なんかもあれも取り替えたら必要性あるんだよね。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 先ほども繰り返しになりますが、一応取り替えていいのは単水栓って昔の水だけの蛇口であって、中のたとえばパッキンやコマはいいよって、それに付随した末端の設備を取り替えるなら軽微な変更となっていて、基本的にお湯が伴う混合栓だとかが入ったら当然給排水の部分が変わるので、法に照らし合わせたら届け出は必要だという解釈になると理解します。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） ただね、これだけ大店舗でさ、どんどん物を売っているわけだから、その辺の考え方も町としてはこうだよって明確なことを示すことも必要じゃないかって思うんですね。そういう点をひっくるめて今後検討していただけたらと思います。

○議長（千葉 隆君） 委員長、今の中で事実誤認があるから確認したいんですが、今業者の責任って言うけれども、届け出るのはたとえばうちの部分で改修するなら千葉隆が申請

しないとなんじやないですか、業者はあくまで代理の部分で申請しないとしないのは町民そのものじゃないんですか。だから業者が悪いとか良いではなくて申請者はその部分するのはね、あくまでも私たち町民、自分の家だったらそこに持つ持ち主が申請したり完了届を出すっていうのが法の趣旨でなっていて、その人たちは関係ないんですか。それなしで本人の同意なしで業者がやらないとなんって法律になってるんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 一応、議長のおっしゃるとおりでございますが、申請者の同意を得て申請するのは業者さんが申請するという流れになってございます。ですから当然発注者側である横田盛二がたとえば大工さんを頼んだときに、実際に発注された方は横田盛二は分からない方がほとんどですよ、そう考えたらしっかりとその資格を持った指定店の業者さんが把握されて発注者さんのほうに説明をしたかたちで同意をいただいて、代理で指定店さんが町のほうに申請をするということの流れになっていると思います。ですから責任としては当然発注した方にも責任はあるとなります。

○議長（千葉 隆君） だからやっぱり知らせないとしないってお話があったけれども、町民に。やっぱり知らせるっていうのは、ほかの多くの自治体でやっているのはこういう事例があったときには、今は指定事業者はこれだけです、この人達に依頼をしてくださってことで理解しているんですが、それでないとなんか変な事例がありましたみたいな記事だったら有効じゃないんだわ。ちゃんとした指定のところのやっってくださいってことを町民に事例をする、広報するっていうかそういうことの意味でいいんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まずですね、今回の対応についてなんですけれども、私の方で説明しました、まず周知って部分については、今回そのみなし指定店取り消しってことを町のホームページのほうでまず公表します。それで本委員会が終わってからのページで公開したいと考えています。

それと広報なんですけど、広報については今回ですね、違反工事があったということでエーダンさんが指定店ではありませんって旨を来月の8月号の広報でお知らせってかたちで広報したいと考えています。

これについては前回26年度の全員協議会だったと思いますが、その中で各議員さんたちから強くそういった部分については広報を使いながら町民に周知するべきだって部分の意見を受けて前回も対応したのもありましたので、今回のこれについてはこういったかたちで広報を使いながら周知したいと考えております。

あと町民への周知については、おっしゃるように今町のホームページは水道と下水道ってリンクしたかたち、同じかたちで一つのページの中であって、一応記載はしているんですが、なかなかたどり着きづらいとか、制度についても分かりづらいものかなって私も見て思いましたので、この機会に制度の周知を含めて整理をして考えていきたいと思っております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 今委員長、その当時の議員さんが強い要望があったから広報に出したっていうんだから、今ここで強く要望する議員さんがいるのかどうかあとで確認してください。

それとやっぱりその当時そうやっても同じことが起きたから、結局そういうことよりも工事を発注する人達のしっかりとした自覚がないと同じことが起きるんですね。結局は。だから強く抗議した人達もそこ間違えなんだったんだわ。一番肝心なことは再発することだから。戒めるだとかそういうことよりも、しっかりと発注者の人たちが指定の水道工事、給水のね、それから排水、下水ね、下水をやるって、そこにきちんと工事を依頼するってことが徹底して、それとその後届出、申請と完了届がいきますって制度を知らなければこの部分はなかなかいたちごっこみたいな感じになると思うので、そういった部分を含めて少し考えてほしいなって要請の部分が一点。

それともう一点は、その反省をもとに要はボイラー一つ取り替えても、それから湯沸かし器取り替えても、申請しないとならないって現状と実態の部分っていうのを乖離があるっていうのがおおむね多くの町民に聞いてもきっとそうだよなと、ボイラー取り替えた家にずっときていてって完了届、町の職員が来ましてかっていったときに、きたうち何件あるかって。実態を聞いたときにさ、ほとんどないんじゃないかなっていうのが、普通の一般の感覚とそれが実態に近い。実態。要は単品の蛇口、あるいはパッキン以外のものは混合栓付ただけでも届け出ていないと、届けないとならないって制度の中で、それじゃあ実態としては通報があったら処分されるけれども、黙認したり黙っていたりしていたり分からなかったら、そういう手続きに入らないと。でも圧倒的に99多くて1事例だったらどうなのってものがやっぱりこの間あったんじゃないかな、実際に。一回目のときから来て今年5年経て来て、その間我々もそのことについてしっかりとただ広報に出せばいいって話で強く言ったみたいだけれども、撤回するくらいの考えをもってさ、議会も。

やっぱりそれを実態に合うような状況を作っていく、あるいはその状況の中で法令順守する、そのほうが公平性って部分からすると、何が公平かっていうのもいろいろあるかもわからないよ。だけれども明らかにあまりにも公平性に欠ける部分があるんじゃないかなって。なぜかといったらたとえば今給水の事業者見てるけれども、何社もあるよね。たとえばよく見たらさ、ストーブ屋さんもあるんだよね。ストーブさんはボイラーで直すからきちんとやっているところもある。きちんとやろうと思って指定を受けている。でもボイラー売っているところであるいはほかのメーカーも含めてチラシの中にボイラーのチラシが入ってくる、それで工事もやりますって書いてる。水道屋さんが来ないでその業者が来てやってるって、事例がいっぱいあるでしょ。指定工事のところではチラシ入ってないわけじゃない。秋頃になったらストーブ屋と同じようにボイラー取り替えのチラシとか入るわけだから。やっぱりそういうことからしたら分かってるんだよね、みんな。この事例についてはいろんな部分で。調べたら調べるほどやっぱり漏れている部分のほうが多いなって。その辺やっぱり改善するっていうのは必要だと思う。

だからこそ広報の仕方もやっぱり再発防止のための防止と通報された部分と通報されていない部分との実態の乖離っていうことをしっかりと考慮しながら対応していくっていうのが

ある程度公平性があるんじゃないかなって思う。手続きはしてるんだから。対応の部分では、その事業者には。

だけど今後の部分を含めて、いかに申請をしてない人達や完了届出してない人達にしっかりと出してもらって環境を整えることが一番あれなんだけれども、このままでいったらいつまで経っても通報が来なかったら、通報しないと誰も申請しないって状況は続くってことだから。本当に今改善策の中で通報しないとそういう届け出が増えると思います。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 今回の関係について分かっていたきたいと。要は無届の工事を無届でやってたっていうのも一つなんですけど、本来指定店の申請をして町から登録を受けた業者しか工事ができない。それで今回私としては、その指定の申請をしなくていい。

○議長（千葉 隆君） 指定もないのにやってるやついるべやって。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） そこが重要。だから無届の工事を探し出したらもしかしたらいっぱいあるかもしれない。だからそれは町としても周知の仕方が、こういう場合は必要だって周知の仕方が悪かったって反省もある。だから今後明確にした上で周知は図っていきたいんですが、じゃあ全ての修繕を届出を必要とさせるかどうかってなると、古くなった配管を取り替えるだけと違ってなると、業者さんも家主っていうんですかね、頼む方も大変な作業になる。それで町としても全ての物件を今の人数で回り切れるかっていったら現実的に無理という部分があると思うので、ある程度水道法の中でも申請をしなさいってというのは水道事業者が定めた上で行うというのもあるので、そういうところである程度作ってこの程度であつたら申請なくてもいいって基準をある程度水道事業者と業者さんを含めて協議させてもらって決めた上で周知徹底を図っていくというふうには考えています。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 委員長、今担当課から自分たちも職員の配置ができないから実際に出てきたときには対応できないって事実も判明したっていうか、だから。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 出てきてない。もし全ての修繕に対して出すように今後も周知徹底図っていくとしたら、数百件の単位で出てくるだろう、それは我々もそうですが事業者としても好ましくないっていうのもあるので。

○議長（千葉 隆君） というのは、委員長ね、把握してないっていうけれども、固定資産、たとえば改修しますよね、家を。そしたらどこ来ますか、役場で。課税がくるんだよ。それでどこ直しましたっていったときに、流しを直しましたっていったときに連動してこれまで環境水道課で行って確認しているのかってこと。通報来る前に。そうでしょ。そういうこともあるでしょ。実際は、改正したら必ず固定資産税の評価こうですって来るんじゃないの。そしたら改修したって事実が分かっているんだから。それで流し直しました、ボイラー直しましたって見に行ってるんだから。そういう事例は把握できないんですか。してるんじゃないんですか、町として。課としてはしてないかもしれないけれども。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 環境水道課としては、把握はできていないって回答になります。当然、税務局では把握はしているだろうという想定はできます。ただ固定資産税部局ではそういった部分は把握しているだろうと。把握していると思います。その辺の連携が、税法が絡む部分で個人情報等も含むので、どういった部分で連携できるかって部分は考えていく必要はあると思います。

また最初の繰り返しに戻りますが、本来の水道法の部分で、軽微な変更部分だと思います。今お話されて議長さんが言う部分で。それを、基準をどういうふうにするのかは今後重要だし、さらには実際に発注者さん、町民の皆さんもそういった責任がありますってことを、しっかりと広報や町として発信して行って、その辺を理解していただくのも重要だと思っていますので、その辺をしっかりと対応できる制度設計をすることがまず重要だと思っていますので、それについてはお時間をいただいて、運用・指針、他の自治体の事例も含めながら、八雲町ができるのはこういうことですかということで作りますので、それで皆さんにこの場で報告させていただいて、次の水道事業の適切な運営にどうしたら繋がっていくのかってことについてしっかりと協議した中で報告していきたいと考えております。これしか今は答弁できないと考えています。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 今、これしか答弁できないってことだから、今までの反省点も含めていろいろな問題点もあるってことを認識した上で運用について検討していきたいってことで今検討するってことでよろしいですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） そういった極端に言うと白か黒かっていったらグレーと言われるような部分も認識としてはあるかもしれないって部分は当然持っているんで、それも全て含めたかたちでどういうものかいいのかって制度設計をして次に繋げていきたいと考えています。

ただ一点だけ、今議論されているものについては、あくまでも先ほど私が冒頭で話をさせていただいた、軽微な変更に関しては当然今言った制度設計の中である程度賄える部分だと思っています。極端に新築や中を全部柱だけ残して改修したりですか、流しを替えたとかそういった部分については当然軽微な変更には該当しないので、申請が必要ということからしたら業者さんもそうですし、戻りますが町民の皆さんへの周知もしっかりと理解していただく必要が必ずあると認識しています。

○委員（黒島竹満君） もう一点。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 結局、違反が出てきたときに、発注者とも、それと、必ず建築業者が入ってくると思うんです。その建築業者から受けて設備屋さんは仕事をやっています。そうしたら建築業者や発注者の責任はないのか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず発注者の責任はあるってことで先ほど私認識して答弁させていただいたと思います。元請の建築業者さんの責任も当然あるというふうに思っています。

今回のケースでいうと当然建築の大工さん、業法上の持った大工さんがいますが、エーダンさんが指定店ではあるかどうか分かっていますかって問いに対しては、指定店ではないと分かっている下請けでエーダンさんに発注するという部分からしたら、当然、元請の建築業者にも責任はあると考えています。

○委員（黒島竹満君） そうしたら、その業者と発注したお客さんにはどういう罰則を考えているの。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず発注をかけた方については、罰則というのは、実は給水条例の中で水道法を違反したって場合には過料って、1件5万円なんですけど、とることができます。この解釈としては当然発注者さんもそうですが、それを請け負った設備業者さんについても過料を科すべきだといって、前回26年度だったと思いますが、法務相談のほうに相談して、もし過料を科す場合については発注された方と実際に設備を請け負った方の両方に過料を科すべきだと。片方だけに過料を科すことはできないという解釈です。

それで本案件については水道事業者さんにも発注者さんにも過料を科さないという判断をしています。それで過料については適用しないという判断を町はしたということです。

あと大工さんについては、これはたとえば町の登録業者であれば、たとえば例として見たら何か月かの指名停止やそういった処分はできるのかなと思いますけど、実際に町には登録をされていない業者さんだということで、ここについてもちょっと行政処分っていうような部分でペナルティを科すことはできないと判断したものです。

○委員（黒島竹満君） だからさ、今片方だけは行政処分がない、結局今指名停止食らっていないわけだから、その業者を今町のほうでそうやって捌くわけだから、そしたら当然発注した業者が、建築業者が分かっているやらせてるんだよね、資格がないってわかってやらせているって部分が大きな問題になるんじゃないの、それ。だからそれが一番大事なところだと思う。今後のそれを見逃してしまったら、なんも指名業者じゃないんだから、やってくれて言って、たまたま水道業者が仕事がいっぱいでできなくてエーダンに行ったのかもしれないけれども、それにしてもだけど、請け負わせた業者が、建築業者が一番悪いんじゃないの。やった業者も悪いかもしれないけれども。だからその辺をきちんと今後やっぴりやらないと、業者のこともそうだし、それから発注するお客さんもそうだし、きちんとやっぴりそういう許可の持っているところにやらせてくださいって、絶対にやらせてくださいってかたちで決定しないと。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 一言しか回答できないです。周知徹底をきちんとしてくって回答しか今はできないと思っています。

○委員（黒島竹満君） 片方だけなら可哀想だよな。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 今の質問と関連するんだけど、前回もそうなんだけれども、水道だけを町民が頼むのか、修繕して大工さんに直接頼んで、大工さんが水道業者を頼んで工事をするか、いろいろケースバイケースあると思うんです。でもほとんどどこかやるっていったら大工さんにまず頼むわけで、そしたらその大工さんがきちんとした認識をもって、やはり町の指定受けてるわけだね、だからその業者さん自身がきちんとして届出も完了届もきちんとしてやらないといけないという認識をもっていない限り、この問題はどこまで行っても出てくると思うんです。

だから環境水道課と建設課とも連携しながらやっていかないと、そしてやはり確認は両方でやったら取れる部分だってあると思うんです、確認、町の職員が行って。だから水道課だけの問題ではなくて建設課と双方、そして税務だってどこまで拡張したのか、それによって単価が上がってくるのかって部分まで見ていかないとないわけだから、そういう連携をきちんとしていながらやっていかないと、今後ますますこういう問題っていうのはやはり出てくるものと思うんですね。

だからその辺のところもですね、今後の対応の中で本当に考えてほしいなというふうに思いますね。ただ今前段の説明の中で非常に僕は残念だと思うのは、エーダンさん自身が26年のときにそういう事故があったと、そして今は町民をあるいは業者を指導する立場にあるわけだから、そのところできちんと建設業者にこれこれって指導ができなかったのかかっていうのが非常に私は残念だなという思いです。皆さんも同じだと思いますが。

○委員長（赤井睦美君） それでは、先ほど議長から提案された広報の仕方についてですが、私も以前のときに法的違反だってことで、これは広報するべきだっていった一人だと思います。ただその法を全然理解していなくて、設置者が申請して設置者が完了届を出すってこと自体を全く分かっていなかったし、それからこんなに水道法が軽微な本当にパッキン以外取り替えてはいけないってことまで指摘されていると理解せずに私は言ってなかったの、そこがお互いに理解できるやり方、この人が法的違反したってだけではなくて、それを知らなかった特に文厚委員会の責任も私は大きくなって自分自身に対して思っていますが、そこをちゃんときちんと明確にしながら、この一業者だけではなくて、そこを理解していなかった私自身も非常に力不足だったってことをきちんと添えたいと思いますが、皆さんはいかがですか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） だいたい仕組みがですね、私は本当に分かってなかったんですが、そうしたらね、元々役場の水道課に申請を出してください、それからじゃないとボイラーもトイレも改修もできませんってことで、そういう申請書は役場に取りに来てくださってやらないと、ほとんどわからないと。直接設備屋さんをお願いしたらやってもらえるって頭だったので恥ずかしいんですが、そういう人のほうが多いと思うので徹底するなら役場にちゃんと来て申請書を取ってそれを出してから工事しないと駄目だって周知の仕方じゃないと、分からないと思います。ごめんなさい、馬鹿で。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） おっしゃることは十分に理解しておりますが、実際にその申請の中身はやはり水道設備に精通した技術を持ったものでないと、内容をですね、きちんと把握した中で書類を作成することができないような内容になっていまして、一般のたとえば町民である私だとか、佐藤議員さんが直接その書類を作成できるかといったら難しいと思います。ですからその辺では、設備の業者さん、町民の皆さん両方にしっかりと伝えることが必要なのかなと思っています。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） そしたらですね、見てもきっと分からないんでしょうけれども、せめてこういうふうに役場に出しますって業者さんから行ってもらって、同意書としてサインするってここじゃないと全然認識できないの。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 現段階で申請する際に、発注者の方についてはこの設備の業者さんに委任しますって同意を取った中で設備の業者さんが町のほうに申請するという流れになっておりますので、今の段階で同意を得たかたちで申請は出てきているとなっております。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） そもそもこの件は指定のない業者さんがやってしまったってことが問題もあるんだけど、でも先ほどのいろんな話の中で違反行為をしているかもしれない業者さんが多数あるとするならば、やっぱり業者さん自体がペナルティを、業者さんというか発注する元請の方とかにもペナルティがないと、なんか変だなって。だから業者さん自体が申請しなきゃならないシステムっていうのが確立できてないんだなって思って、だから申請することってそんなに面倒くさいことだから落ちるのか、何が問題で申請しない状況が来るのかがそもそもわからないので。原因としては何があるんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） なぜ申請しないのかという部分は、なぜ。

○議長（千葉 隆君） 申請しない人に聞かないと分からない。

○環境水道課長（横田盛二君） 想像するに、当然申請に係る書類を作る手間っていうんですか、がありますし、どういった設備を付けるのか、いろんな部分書いてもらって図面を書いて申請してもらうので、それに要する時間もありますし、その申請することによって検査手数料ってことで町に手数料を支払っていただくってこともございますので、たとえば本当に軽微な変更であればそんなのいらねえって部分で仮に申請をしないというような方もいる。その辺の、また戻るんですが、制度設計をきちんとしたかたちでやっていく必要があるだろうと。

○委員長（赤井睦美君） では、時間も時間になって皆さんすみません。

前に議会が騒いだから広報によって感じも受けていましたが、議会の勉強不足もあるので、一方的に責めないでほしいって思いもあります。よろしく願いいたします。

では、軽微な変更についてと、町民への周知、それから業者さんへの周知、本当に分かりやすく是非やっていただきたいと思います。大変だと思いますがよろしく願いいたします。

ほかになれば、ありがとうございました。

【環境水道課職員退室】

○議長（千葉 隆君） だから委員長、改めて離れてから前回は強く議会がそういうことを求めたけれども、事情をちゃんと聞いたらそういうとり方ってどうなのっていうのがあるから、あえて広報にそういう処分じゃないって言ったんだから。いちいち行政の取り扱い手続きした部分について、議会が改めて強く求める必要はないんじゃないかと思うので、その辺だけ皆さんの確認。強く求めたい人がいるなら議論していただけたらと思います。

○委員長（赤井睦美君） 今の議長の意見についてよろしいですか。

○委員（佐藤智子君） 新聞に載るんでしょ。

○委員長（赤井睦美君） それは分からない。

○議長（千葉 隆君） いろんなその事業者だけが今まで処分されているイメージを持ってはるけれども、行政的にもやったら仕事も回らないとかいろんな町内の町民の周知度も悪いとかいろんな問題があるんだってことだけ理解して、だから委員長から改めて委員会で強くそういうことは広報に掲載することは議会としては求めていませんからってことで伝えてください。

○委員長（赤井睦美君） わかりました。

では皆さんそういうことでよろしく願いいたします。以上で午前の文厚を終わります。では1時再開でよろしく願いいたします。

休憩

再開

【住民サービス課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは引き続き文厚委員会をはじめさせていただきます。

申し訳ありません、午前中に終わらずに。午後からよろしく願いいたします。

じゃあ、熊石地域における保育園留学の取り組みについて、ご報告よろしく願いいたします。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 熊石地域における保育園留学の取り組みの進捗状況について、2月の文厚でも説明しておりますので、繰り返しになるところがありますが、改めてご説明させていただきます。

まず初めに、目的についてです。一つ目として、関係人口の拡大による熊石地域の人材確保に向けた取り組みの一つとして、保育園留学を通して、地域外から関係人口となり得る方たちに関りを持ってもらい、様々な課題解決のヒント、新たな視点や価値、可能性を見出していくこと。

次に、くまいし保育園は熊石地域での子育て支援をする上での拠点の一つとして考えておりますが、このままでは近い将来、子どもがいなくなり保育園を休園しなければならなくなり、そうすると現在いる保育士の雇用の場が失われるだけでなく、新たな人材を確保するとしても、保育園がない地域に若い世代の転入は望めなくなるため、福祉人材や医療人材を確保するうえでも、最低限、維持しなければならない必要な施設と考えています。

最後に、現在入園している子どもたちは、同世代の子どもたちと触れ合いお互いが刺激しあいながら成長していくという機会がなかなか取れないという課題があります。他地域からの子どもを受け入れることで、在園児にとっては刺激となり多様性を育てることができると考えております。

次に、受入れ可能な児童数についてですが、現在のくまいし保育園は、表の一番上に示しているように、年齢別に定員数があり、全体で30名の定員で北海道に届け出ています。

表の2段目は、令和7年度、来年度の熊石地域の対象児童数ですが、全体で11名いますが、全員が利用すると見込んでおります。

保育園留学での受け入れは、一次預かり事業のうち、余裕活用型として実施しようと考えております。一般的に一次預かり事業をする場合は、専任の保育士を配置しなければいけません。定員に達していない場合は余裕活用型で実施することが可能で、専任の保育士を必要としません。

これらのことを踏まえ、熊石地域の対象児童数と保育士の配置基準を照らし合わせ、保育園留学での受入れ可能な児童数を試算し、表の3段目太枠で囲んでいる部分ですが、保育園留学での受け入れを、2歳以上で8人までの受け入れを考えております。在園児も含め全体で19人の児童を受け入れようと考えております。

保育士の配置基準では、表の下から2段目の基準保育士数2名プラス1名の3名が、最低限必要となりますが、クラス分けを考慮すると4人の保育士が必要となり、現在の保育士数と同数となり、受け入れは可能となっています。

ただし、この人数はあくまでも保育士の配置基準など考慮して受け入れ可能な最大限の人数としておりますので、実際に受入れる際には保育士の負担や在園児の状況など考慮しながら受け入れ人数を検討していきたいと考えております。

また現在、地域支え合い・子育て支援員として、新たな地域おこし協力隊の募集をしております。6年度に1名、7年度に1名を予定しております。保育園での受け入れ態勢の強化も考えています。

次に、地域での受け入れ体制についてですが、資料1-2も併せて見てください。

これまでも説明してきておりますとおり、十分にご理解いただいていると思いますが、改めて保育園留学の仕組みとしては、滞在施設に暮らすように地域に滞在し、保護者はリモートワークで仕事をしながら、子どもが地域の保育園に通い、大自然に触れ心身とも健やかに育つ環境を提供する、一方で地域にとっては子育て家族が滞在することで、地域経済に貢献できる事業で、もともと地域にある活用しきれていない施設や資源を組み合わせ、保育園での一時預かりやお試し移住滞在施設、ワークスペースの確保・手配をパッケージ化することで、面倒な手続きをせずに、地域に暮らすように滞在する、地域との中長期的な関係性を構築するプログラムであります。

資料1-2の右側にあるキッチハイクには、ホームページの作成や首都圏や大都市圏などのファミリー層に向けてPRなどの情報発信や集客など地域の外側との調整や送客を担ってもらおう予定です。

真ん中から左側上部ですが、熊石地域での受入れ体制になりますが、子どもの一時預かりはくまいし保育園で受入れ、滞在施設として旧熊高公宅あるいは宿泊施設との調整うえ利用してもらい、ワークスペースとして、旧すまいる熊石の活用を考えています。

あとは、くまいし地域の人たちに担ってもらいたいと考えているのが左側に記載しておりますが、農作業体験や食の体験、自然体験などを地域で活動する団体や個人と連携し田舎暮らし体験クラブみたいなものを組織し、そこを通じて熊石では日常ですが、都市部からくる家族にしてみると非日常を体験してもらおうと考えています。

これらの滞在施設やワークスペース、体験メニュー提供などの地域側の調整役として、総合支所と指定管理者の民間組織、熊石在住の地域おこし協力隊が連携し一緒に担おうと考えています。

指定管理者となる民間組織については、滞在施設として予定している旧熊石高校の公宅とワークスペースを予定している旧すまいる熊石の管理運営や宿泊施設等の調整などを担い、総合支所としては事業全体の調整や外部との調整役のキッチハイクとの調整などを担い、協力隊には地域で活動する団体や個人と連携し、体験メニューの企画や調整、組織化を考えている体験クラブの運営を担ってもらおうと考えています。

また、道南で活動している協力隊がお互いに連携し合いながら地域で活躍するために、道南地域おこし協力隊ネットワークを組織しましたので、熊石地域での体験メニューで不足する部分は、八雲地域や近隣町での体験プログラムなどの情報収集や調整をしていこうと考えています。

最後に、資料1-1に戻り、受け入れまでの流れについてですが、大きく4つに分けて、現在、キッチハイクと保育園留学を含む関係人口拡大事業の業務委託契約に向けて調整を進めております。

二つ目で、くまいし保育園で一時預かり事業を実施するために、現在、7年度から子ども子育て支援事業計画改定作業を行っていますので、計画にこの事業を掲載する準備や、条例などの改正、北海道に対して一時預かり事業の開始届の準備が必要と考えております。

三つ目で、滞在施設などの管理運営をしてもらうための指定管理手続き、四つ目で、滞在施設等の改修に向けて、設計業務を行い、その後改修工事、工事終了に合わせて備品購入の準備を進めていこうと考えております。

これらの準備をすすめ、令和7年4月からの受入を行っていかうと考えています。

以上が、くまいし地域における保育園留学の取り組みについての説明です。よろしく願います。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問やご意見はありませんか。

キッチハイクに委託料って予算委員会で通ってるからお支払いしますよね。それでもし園児が0でもそれは年間いくらのお約束だから支払い続けるんですよ。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 今年度支払う部分については募集ページを作成してもらったりとか、声かけは当然してもらって、声かけというかPRして募集業務をやってもらいますので、0だとしてもそれは年間で契約する、今年度契約するってことで支払わないと思いません。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） キッチハイクとは何年間の契約とかそういうのってあるんですか。単年度ずつでしたか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） これとって今約束しているわけではないので、基本的に単年度でやろうとしています。なので7年度受入もしはじまったらまた7年度は7年度分で1年間で委託契約します。

○委員長（赤井睦美君） 先ほど、保育支援員、名前違うかもしれないけれども、6年に一人7年に一人ってこれは目途はついてるんですかね。というのは、一番心配なのは保育士さんが4人しかいなくて、たとえば土曜保育したときにその代休として前の月曜日お休みされていましてよね、そしたら保育士さん二人しかいない、そんな体制で受入れが本当に大丈夫なのかっていうか、親の立場からしたら、怖くて預けられないってのを想定してしまうんですが、その辺はどうですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 保育士の募集を地域で、ハローワークで募集しても限られている保育士さんですから、ましてや熊石地域に募集かけても誰も募集が来ないってものですから、協力隊として、全国に募集をかけてもらおうと思って、今協力隊の募集で今年度一人、来年度一人募集する予定です。

現在、募集を行っているホームページに興味があるとかないとか、行ってみたいだとかってボタンを押す欄があるんですが、とりあえずこの事業に興味があるって人が今8名ほど来ている状態で、実際にコンタクトを取っている状態ではないので、その辺は精査していかないとないんですが、ハローワークで募集するより、来る可能性があるかなと考えています。

今回来なくても継続して、それは常に募集をかけていこうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今のに関連して、もう令和6年度もかなり何月も経っていますが、いつまでに呼ぶというか、いつまでに面接や打診をして、決定はいつするんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 今募集をかけているのが10月1日から採用ってことで募集をかけているので、今月、ちょっと正確な日は忘れましたが、今月に募集の締め切りを行って、8月中には面接や面談をして8月中には決定したいかなど。来るまでの準備期間として1か月くらいは余裕をもって採用するしないを決断したいと思っています。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 来てくれることになったとして、済むところっていうのはどの辺を考えていますか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 本人の意向もあると思いますが、一応熊石地域には特公賃といって一人暮らし用の住宅が一部屋か二部屋か空いていますので、一応そちらのほうは勧めようと思っています。

○委員長（赤井睦美君） この、これでいくと来年、7年度で年長さんが5人卒園してしまったら現地のお子さんは6人しかいなくなって、これももしかして最後に0になってしまうのかなって心配もありますが、保育園留学を受け入れても2週間、3週間とかの、長くても。滞在で永住するわけではないから、これは保育園留学も必要だけれども、もっと違ったことも一緒に考えていかないと難しいかなって。まさか地元の園児0なのに留学生だけ受け入れるってことはないですよ、それは考えてないですよ。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） その状況にもよるっていうふうに考えています。嬉しいことに大人気となって、続いでるっていうなら、確かに地元の子どもがいなくても開いていくと、常に2週間、3週間入れ替わりになります、年間通して子ども達が8人とか10人とか受け入れられるってことになるので、状況次第かなというふうに。今の段階で子どもがいなくてもやりますって言い切れないかなと思います。

それと追加で。確かに保育園留学だけで人口減に歯止めをかけるとか、少子化に歯止めをかけるっていうふうに、すべてが解決するって考えていませんが、あくまでもこれをきっかけに熊石地域や八雲地域も含めて、何か行動を起こしてそういうものを活用して外から来てもらうっていうような流れを、チャンスを作っていきたいって考えておりますので、これ

だけについていきますか、保育園留学だけに持って行って事業を考えているって感じではないです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

やっぱり保育士さんの数が私は一番心配で、本当に私たち見学させていただいたときに二人しか保育士さんがいなくて、そこに園児が増えてたとえば1人がお漏らししたら、その始末に一人とられて、本当に一人なんですね、そんなこととか考えたらとてもじゃないけれども、怪我せずに2週間3週間ちゃんと無事に過ごして送り出すことができるのかって、すごい自分のことではないんだけど、非常に不安なんだけど、その辺はどういうふうに対応、今10月に採用するとおっしゃっていましたが、万が一のことを考えて、たとえば採用に至らないってこともありますよね、応募してきても面接した結果、これは駄目ってなったら、そのときの対応もちゃんと考えていただきたいと思います。とにかく怪我をしない、安全第一に対応してください。是非、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。なければこれで終わってよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） では終わります。ありがとうございます。

【住民サービス課職員退室】

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

以上で、終わります。その他で検討事項としては、先ほどの広報に関して、見守りに関して、もう一回改めて皆さんに提案したいと思います。広報に関しては帰りに担当課に寄って行きたいと思います。

次回、来月の文厚は。

○議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） 次回の文厚ですが、予定どおりだと8月15日のお盆になるので、一週ずらさせていただきます、8月21日水曜日、午前10時からを予定していたので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 来月は21日水曜日ですのでお間違えないように10時からよろしく願いいたします。

その他皆さんから何かありませんか。なければこれで文厚を終わらせていただきます。ありがとうございます。

[閉会 午後1時32分]